



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

<遺言に関する新制度について>

FPネットワーク神奈川会員 井入 正博

残された財産を円満にわかるため、遺言を作ることを検討されている方も多いのではないでしょか？遺言の種類のひとつである自筆証書遺言には以前いろいろ課題があったために、一般的には公正証書遺言が推奨されてきました。しかし近年、自筆証書遺言の制度が変更されて使いやすくなりましたが、新制度における自筆証書遺言の活用を中心に、円満な相続のための留意点についてもお伝えします。

■遺言の必要性

相続で最も大切なことは相続人の間で争いにならないことで、「遺言」はこのために非常に重要な役割を担います。遺言は、自分（被相続人）が死亡したときに財産をどのように分配するかについて自分の意思を示すもので、法律の要件を満たす遺言書は法的な効力を有します。遺言がある場合には、原則として、遺言者の意思に沿った財産の分配が行われます。

高齢者はどなたも、突然の病気や事故に備える意味でも、健康なうちから遺言を用意しておくことが勧められます。遺言は何度でも書き換えることができますので、年齢・家族・財産等の変化に応じて見直していくことが大切です。

■公正証書遺言と自筆証書遺言

通常用いられる遺言は、公正証書遺言または自筆証書遺言のどちらかです。

「公正証書遺言」は、公証役場において、被相続人が自分の考えを口述し、公証人が作成し、公証役場に保管されます。遺言書は相続人に見つけてもらわないとその内容を実行できませんが、公正証書遺言であれば調べればどこの公証役場にあるのかすぐにわかり、相続人は確実に入手できます。内容と様式に法的不備が生じることもありません。財産が多い・家族関係が複雑・相続人同士が不仲等のケースでは、公正証書遺言が勧められます。デメリットは費用（財産額により数万円から数十万円）を要することです。遺言書を作成した後に相続人

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

との関係性や財産の変化等に応じて遺言書を書き換える必要が生じる可能性がありますが、公正証書遺言の内容を修正・変更したい場合には、原則として再度遺言書を作ることになります。新たな遺言が公正証書遺言の場合には再び費用が発生します。

「自筆証書遺言」は、遺言者が自分の意思を自筆・自署して作成するもので、手数料等は不要です。ただし内容や様式が法的に不備であると無効になりますので注意が必要です。以前は他のデメリットとして、遺族が遺言書を発見できない、偽造・変造の疑いを持たれる可能性がある等がありました。また家庭裁判所での「検認」も必要でした。検認は相続人に対し遺言の存在と内容を知らせるとともに、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きで、被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本等の書類を必要とします。

■自筆証書遺言の制度変更

以前、自筆証書遺言はすべての書類を手書きで作成しなければならなかったものが、2019年1月から、財産目録をワープロで作成すること、預貯金通帳のコピーを添付すること、不動産登記事項証明書を添付することなどが有効となりました。

2020年7月からは自筆証書遺言を法務局で保管できるようになりました。費用は一件につき3,900円です。この場合には家庭裁判所での「検認」が不要になりました。また、相続人が被相続人の遺言書が法務局に保管されているかどうかを調べることや、遺言内容の証明書入手することが可能になりました。

自筆証書遺言は新制度により、遺言書を発見できないようなケースあるいは偽造・変造の疑いに関する課題が解決されるため、公正証書遺言よりも安価であるために、相続のケースによっては有利な選択肢になり得ます。

自筆証書遺言を法務局に預ける際は本人が出向く必要があります。法務局は遺言内容へのアドバイスは行いませんので、内容や様式にはご自身による細心の注意が必要です。遺言者は法務局が発行する保管証を受領します。被相続人が亡くなった際に法務局が相続人に遺言書の存在を知らせることはできませんので、保管証をもらった時点で相続人にその旨を知らせておくのがよいでしょう。

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

遺言書が法務局で保管されている場合、相続人は被相続人の死後に法務局に申請すれば、遺言書の写しを入手できます。この時保管証は必要ありません。

■円満な相続のための遺言に関する留意点

円満な相続のためには、被相続人が、家族の感情面にも配慮したうえで、自分の意思を明確にした遺言書を作成しておくことが望されます。同時に、被相続人と相続人との生前からの意思の疎通がとても大事です。遺言書の存在や財産の情報をオープンにし、介護の役割等の情報も共有しておくことが望ましいと考えられます。

また遺言の内容を確実に行うためには、「遺言執行者」を決めて、遺言書に記しておくことが有効です。2018 年の法律改正で遺言执行人の権限が明確化されました。遺言の内容を執行するためには通常、相続人全員の署名・捺印・印鑑証明書、遺産分割協議書等の提出を求められ、多くの労力を要します。遺言执行者がいる場合は手続きを単独で行えますので、スムーズに執行することができます。遺言执行者には信頼できる親族を指定するケースが多いと思われますが、信託銀行などが遺言を执行するサービスを行っていますので、手数料を要しますが、それを利用するのもひとつの案です。

■まとめと FPによる相続・遺言の相談のご案内

高齢の方々はどなたも遺言を行っておくことが勧められます。遺言には、公正証書遺言と自筆証書遺言があり、相続人との関係や財産の状況により、どちらかを選択します。自筆証書遺言は、法務局に預けることができる新制度により以前の課題がかなり解消され、選択される可能性が広がりました。

FPネットワーク神奈川では、円満な相続とそのための遺言についてのご相談を承りますのでぜひご利用ください。

N P O 法 人 F P ネ ッ ト ワ ー ク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp